

遠別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 2,424	千円 6,130,086	千円 145,594	千円 574,094	% 9.3	% 13.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
5年度	人 66	千円 231,675	千円 27,024	千円 92,862	千円 351,561

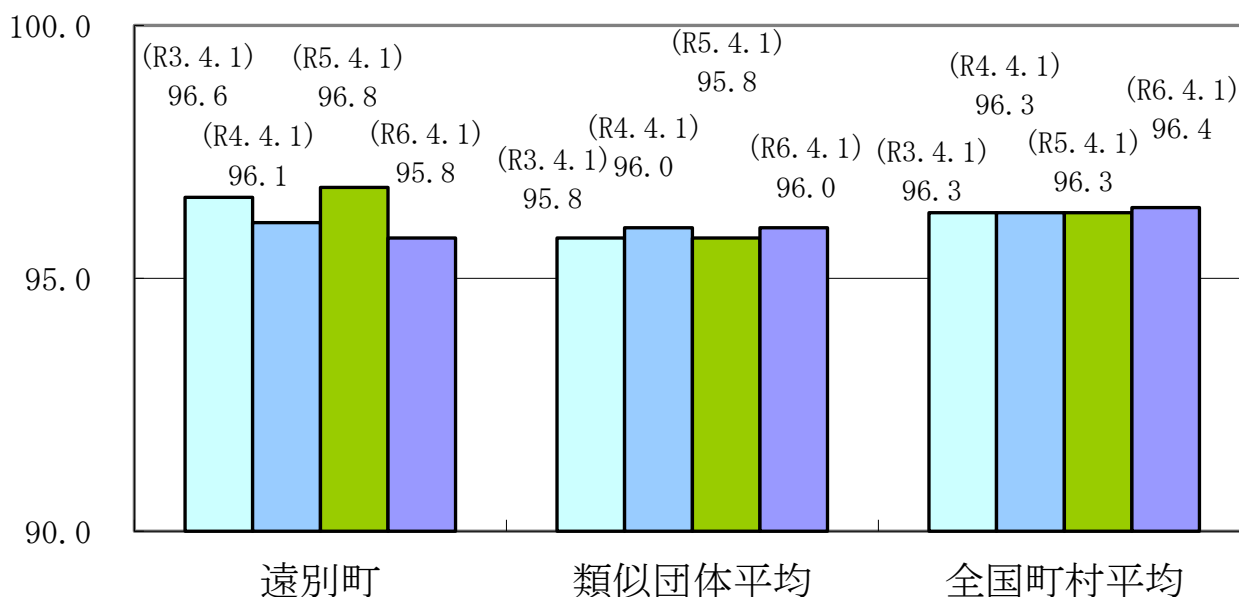
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,327	千円 5,514

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ、若年層については、引下げを行わず、高齢層については最大4%の引下げを実施。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

遠別町では地域手当はありません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
遠別町	41.3歳	307,968円	341,134円	334,022円
北海道	42.5歳	318,800円	386,694円	360,806円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.0歳	299,781円	343,406円	328,800円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
遠別町	56.9歳	2人	290,550円	300,050円	300,050円	—	—	—	—
うち 用務員	—	—	—	—	—	用務員	49.1歳	244,800円	—
北海道	57.1歳	106人	319,700円	348,495円	335,594円				
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円				
類似団体	49.2歳	2人	285,856円	316,366円	301,319円				

※技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(6年4月1日現在)

区 分		遠 別 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	196,200円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	166,600円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	163,200円	166,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	251,500円	290,500円	—
	高 校 卒	220,900円	251,500円	290,500円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—

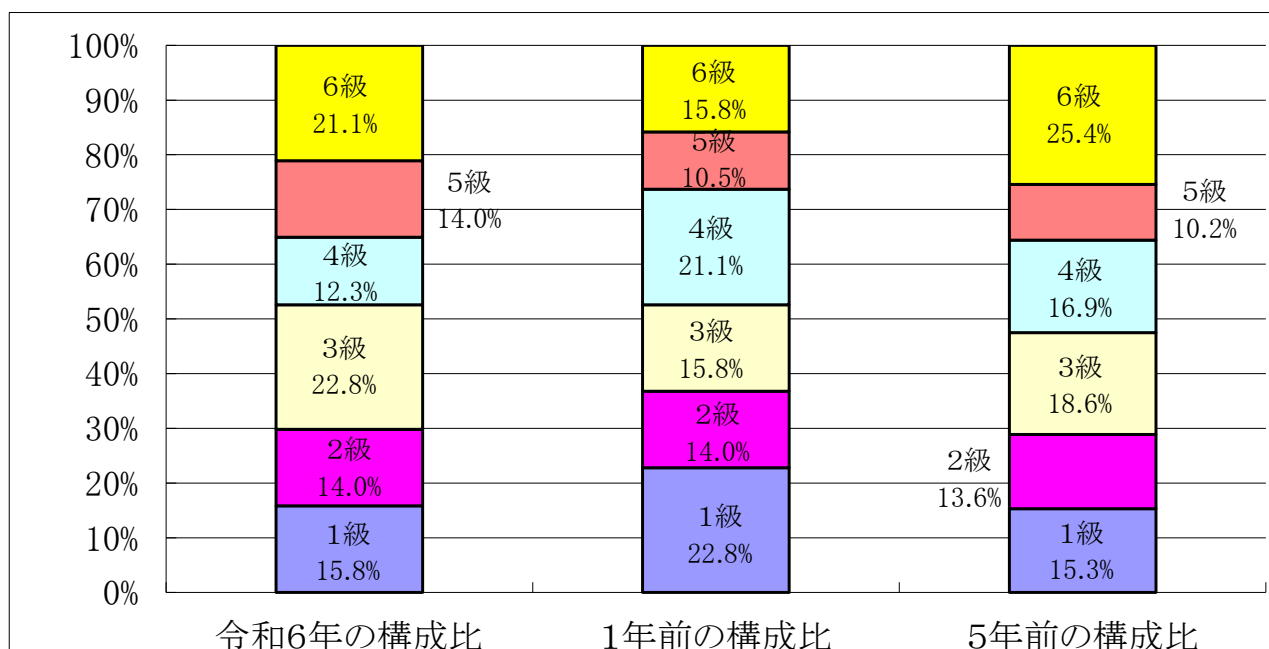
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(6年4月1日現在)

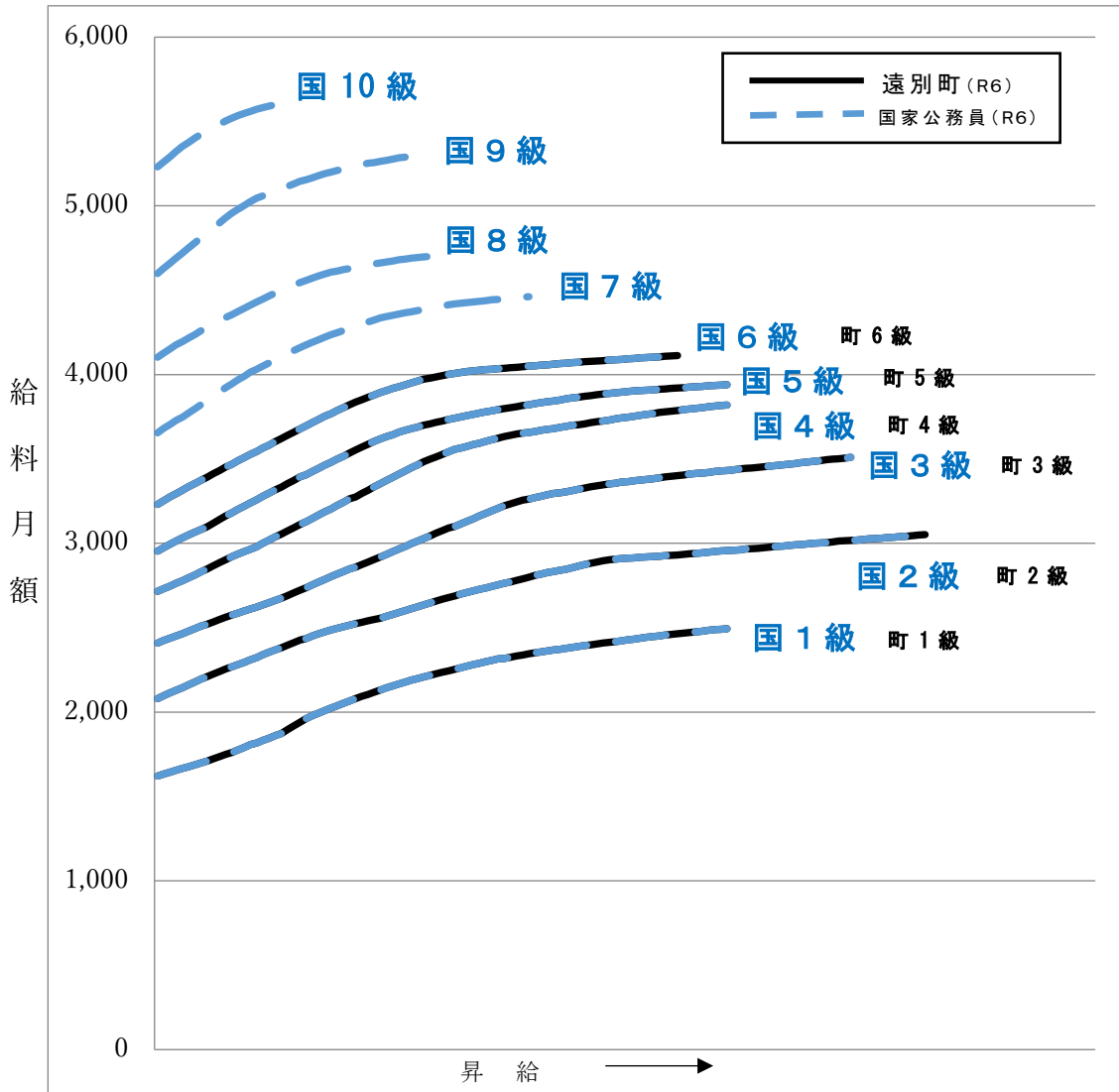
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	困難な業務を処理する課長 又は委員会等の事務局の 課長の職務	9人	15.8%	323,100円	411,300円
5 級	課長又は委員会等の 事務局の課長の職務 困難な業務を処理する 課長補佐又は委員会等の 事務局の課長補佐の職務	8人	14.0%	295,400円	394,000円
4 級	課長補佐又は委員会等の 事務局の課長補佐の職務 困難な業務を処理する 係長の職務	13人	22.8%	271,600円	382,000円

3 級	係長の職務 困難な業務を処理する 主任の業務 極めて高度の知識又は 経験を必要とする業務を 行う職務	7人	12.3%	240,900円	351,000円
2 級	主任の職務 高度の知識又は経験を必要 とする業務を行う職務	8人	14.0%	208,000円	305,200円
1 級	定型的な業務を行う 職務	12人	21.1%	162,100円	249,400円

- (注) 1 遠別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（遠別町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

遠 別 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,421千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,682千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（遠別町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

遠 別 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額		4,626千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

遠別町では地域手当はありません。

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		0%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支 給単価
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症患者の救護、防疫	0千円	日額500円以内
医事研修手当	診療所に勤務する医師	医学研究	0千円	月額14万円を超えない範囲
夜間看護手当	診療所に勤務する看護師	勤務の一部が深夜を通じて行われる看護等の業務	0千円	1回につき7,300円
社会教育指導手当	社会教育主事派遣規則に基づく派遣職員	社会教育主事としての業務	0千円	月額6万円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	5,344千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	119千円
支給実績（4年度決算）	5,643千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	123千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (5年度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (5年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 月額6,500円 扶養家族(配偶者を除く) 1人につき月額10,000円 配偶者がいない場合の1人目 月額6,500円 満15歳に達する日後最初の4月 1日から22歳に達する日以後 最初の3月31日までの期間に ある子 1人につき月額5,000円加算	同		6,966千円	257,994円
住 居 手 当	借家・借間の場合 (家賃が16,000円を超える場合) 27,000円以下の場合16,000 円を控除した額 27,000円を超える場合は27,0 00円を控除した1/2の額(17,0 00円を限度)に11,000円を加 算した額 自宅の場合 月額5,000円	一部異	自宅の 場合は 支給なし	2,574千円	95,333円
通 勤 手 当	交通機関利用の場合 運賃等相当額(月額55,000円 を限度)を支給 自家用車等利用の場合 使用距離に応じて 月額2,000～31,600円	同		17千円	16,800円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に支給 課長等 給料月額の10% 課長補佐等 給料月額の8%	異		5,962千円	425,832円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に 勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき1時間当 たりの給与額の100分の25	同		0千円	0円
寒 冷 地 手 当	11月から3月までの各月の初日 に在職する職員に対し、世帯区 分に応じて支給 月額8,800～23,360円	同		4,937千円	79,618円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	700,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800円 / 528,000円
	副 町 長	600,000円	677,700円 / 481,000円
報 酬	議 長	260,000円	400,000円 / 203,000円
	副 議 長	220,000円	314,000円 / 130,000円
	議 員	190,000円	290,000円 / 109,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(5年度支給割合) 4.50月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合) 4.50月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副 町 長	給料月額×在職期間×5.126	14,352,800円
	備 考	給料月額×在職期間×3.234	7,761,600円
			(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

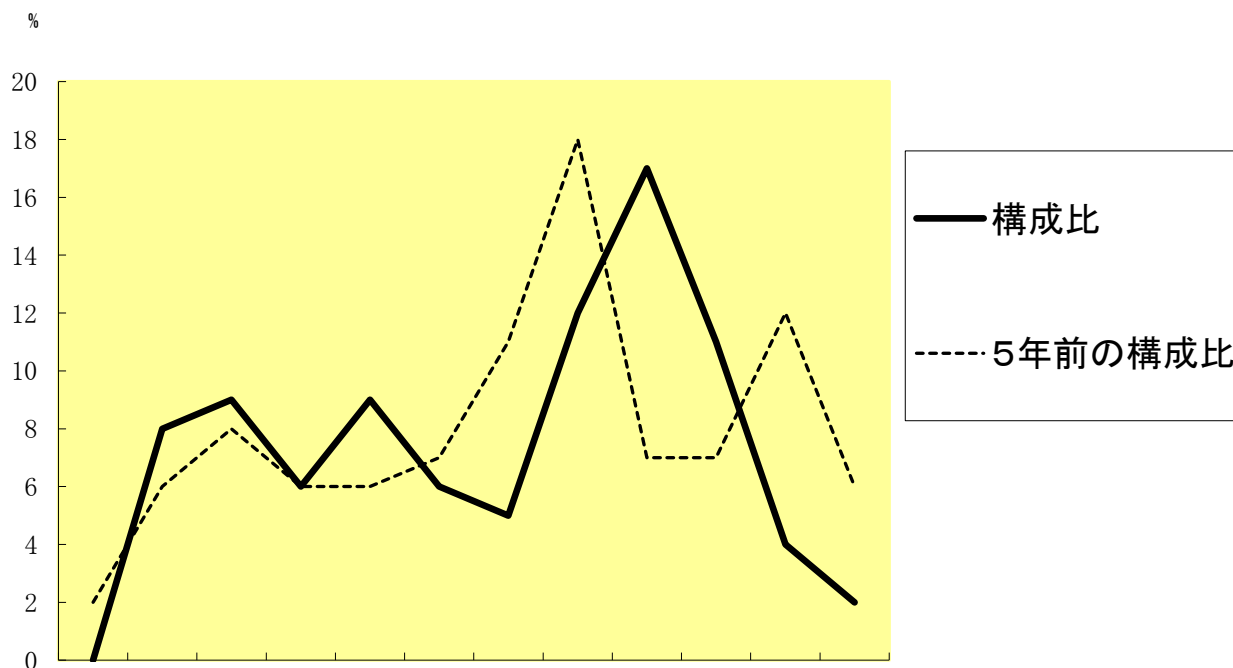
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 議会	2	2	0	退職による減
	般 総務	15	15	0	
	行 税務	2	2	0	
	政 民生	17	16	△1	
	部 衛生	5	5	0	
	門 農林水産	7	7	0	
	商工	3	2	△1	
	土木	5	7	2	退職による減 新採用による増
	計	56	56	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 231.02人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 204.97人)
	教育部門	10	8	△2	退職による減
	小 計	66	64	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 264.02人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 241.46人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	18	17	△1	退職による減
	水道	1	1	0	
	下水道	2	2	0	
	その他	5	5	0	
	小 計	26	25	△1	
	合 計	92 [110]	89 [110]	△3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 367.16人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	9人	6人	9人	6人	5人	12人	17人	11人	4人	2人	89人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	59	58	60	58	56	56	△3(△5.1%)
教育	10	10	9	10	10	8	△2(△20.0%)
普通会計小計	69	68	69	68	66	64	△5(△7.2%)
公営企業等会計	27	25	26	25	26	25	△2(△7.4%)
総合計	96	93	95	93	92	89	△7(△7.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。